

まんがで  
わかる!  
年金一元化

# 制度的な差異は基本的に 厚生年金にそろえられます ～障害給付編～



## 障害共済年金は在職中でも支給されるようになります

障害共済年金は、組合員である間に初診日<sup>\*1</sup>がある傷病により、障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態となったときに支給される年金です。

被用者年金の一元化が行われる平成27年10月以降は、障害共済年金は厚生年金にそろえて「障害厚生年金」となりますが、障害厚生年金には障害共済年金のように組合員である間は原則として全額支給停止となる取扱いがないため、在職中でも支給されます。

現在、在職中により支給停止中の方は、平成27年10月以降は支給停止が解除<sup>\*2</sup>され、在職中は職域部分を除いた障害共済年金が支給されます。

平成27年10月1日

障害共済年金

在職中のため支給停止

支給

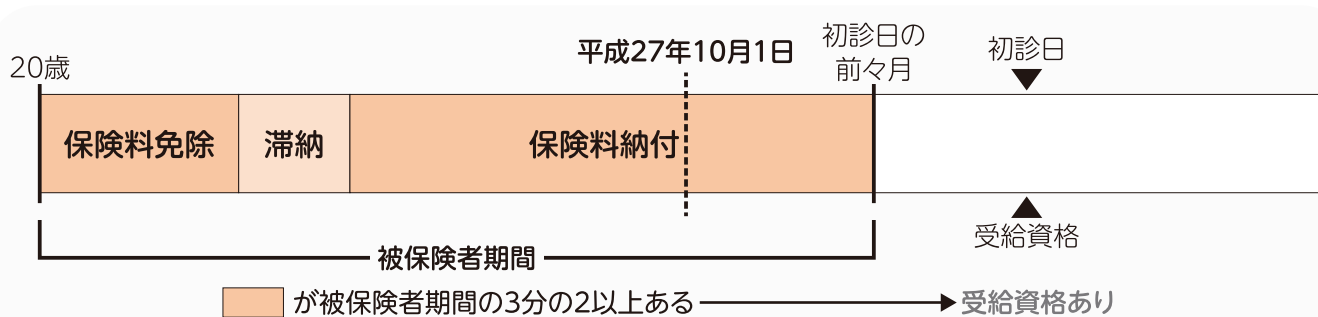
<sup>\*1</sup> 原則、初診日とは、障害の原因となった病気やケガについて最初にお医者さんにかかった日をいいます。

<sup>\*2</sup> 障害共済年金の支給停止解除の際は、障害等級の再認定が必要となる場合があります。

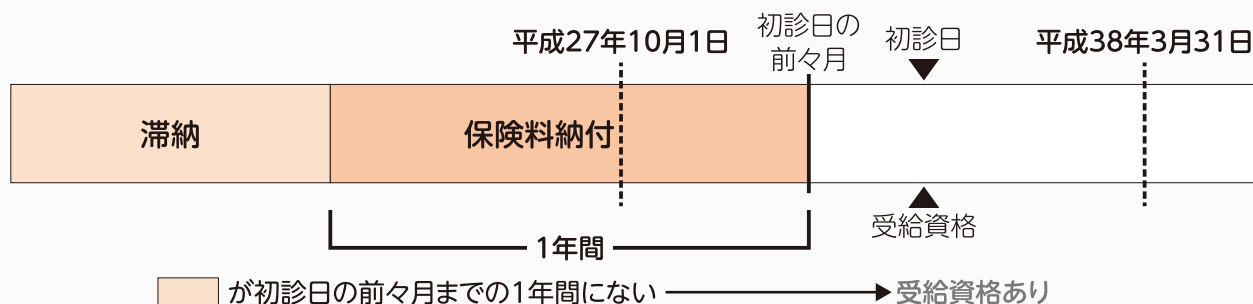
## 障害給付の支給要件に保険料納付要件が適用されます

厚生年金では、障害給付を受給するためには初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の3分の2以上必要（保険料納付要件）です。

共済年金には保険料納付要件がないため、被用者年金一元化後は、厚生年金と同じ保険料納付要件が適用されます。



ただし、平成38年3月31日までの間は、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ支給される経過措置が設けられています。



## 障害一時金は「障害手当金」に移行します

障害一時金は、組合員である間に初診日がある病気やケガ（公務または通勤によらない場合に限る）により、障害共済年金の支給の対象とならない程度の軽度の障害の状態となったときなど一定の要件に該当したとき、退職後に支給される一時金です。

被用者年金の一元化が行われる平成27年10月以降は、障害一時金は厚生年金にそそえて「障害手当金」となります。

また、障害一時金は退職が支給要件となっていました。障害手当金は在職中にも受給権が発生するため、平成27年10月以降は退職しなくても障害手当金が支給されます。

(注) 平成27年9月30日において組合員として在職中で、同日に退職したならば、障害一時金を受ける権利を有することになる場合は、同日において退職したものとみなして、障害一時金が支給される経過措置が設けられています。

ココが知りたい!

Q & A

Q 平成27年10月より前から障害共済年金を受給しているのですが、10月からは障害厚生年金に切り替わるのですか？

A 被用者年金一元化前に受給権が発生しているものについては、一元化後も障害共済年金を受給します。また、一元化後に受給権が発生するものについては障害厚生年金となります。